

令和6年(モ)第1592号 文書提出命令申立事件

(基本事件 令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件)

決 定

長野県須坂市馬場町1200 (長野刑務所収容中)

申立人(原告) 八木橋 健太郎

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方(被告) 国

同代表者法務大臣 小 泉 龍 司

同指定代理人 興 水 将 利

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

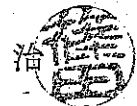
1 本件申立ての趣旨及び理由は、申立ての趣旨及び申立ての理由は、別紙「文書提出命令申立書」記載のとおりであるところ、一件記録によっても、申立人が本件申立てにおいて提出を求める文書につき、証拠調べの必要性があるとは認められない。

2 よって、本件申立てを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和6年9月27日

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 篠 田 賢



裁判官 高 部 祐



裁判官 金 澤



これは謄本である。

同日同庁

1 裁判所書記官 西 林 崇 之



(別紙)

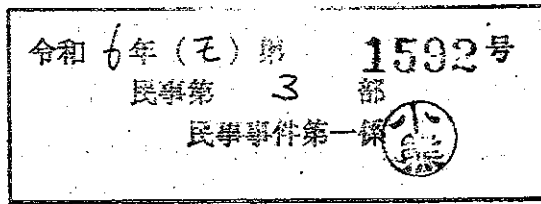
令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国



2024年06月11日



原告 八木橋 健太郎

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

### 文書提出命令申立書

原告は、本書面において、文書提出命令を申し立てる。なお、略語等は、従前の例による。

#### 第1 文書の表示

- 1 皮膚科サブスペシャリティシリーズ 一冊でわかる皮膚アレルギー
- 2 臨床力がアップする！皮膚免疫アレルギーハンドブック
- 3 内科学 第11版

#### 第2 文書の趣旨

- 1 金属アレルギーを含む皮膚アレルギーについての医学的知見

2 同上

3 同上

第3 文書の所持者

1 被告

2 同上

3 同上

第4 証明すべき事実

1 原告の準備書面(07)のとおり、被告の主張する施設医師の判断が専門医の経験則に反し不合理であること。

2 同上

3 同上

第5 文書の提出義務の原因

1 民事訴訟法220条1項

2 同上

3 同上

以上